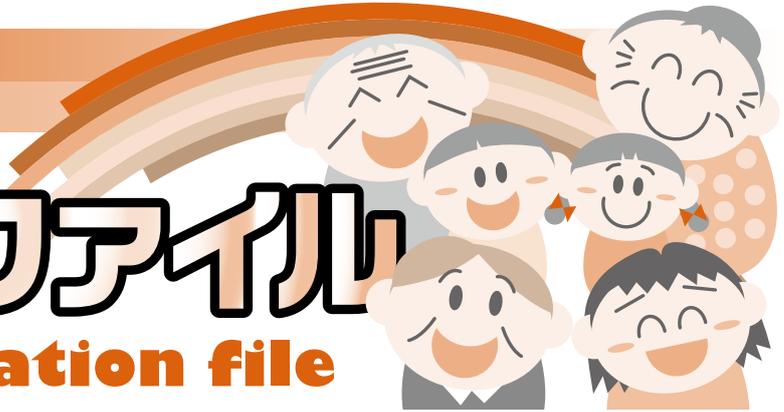


# 情報ファイル

## Information file



### 国保

#### 国民健康保険の届出を忘れずに

- ・加入するとき、やめるときは、14日以内に届出を
- ・国民健康保険(国保)には、勤務先の健康保険への加入者およびその家族の扶養者、後期高齢者医療制度加入者などを除く、すべての人が加入することになります。
- ・加入の届出が遅れると、保険料は加入の資格を得た月(例/会社を辞めた月)までさかのぼっておさめなければなりません。その間にかかった医療費は全額自己負担となります。
- ・また、やめる届出が遅れると、保険料(税)が二重払い(国保と新しい健康保険)になってしまふこともあるので、かならず14日以内に届出をしましょう。
- ◆加入するとき
  - ・高浜市に転入したとき(国保加入者の場合)
  - ・職場を退職したとき
  - ・子どもが生まれたとき(国保加入の場合)
  - ・生活保護を受けなくなったとき

### 住宅

#### 市営住宅入居者募集

- ・(注)職場の健康保険の本人が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行することにより、本人の扶養となっている家族が国保に加入することになった場合や扶養をはずれた場合を含む。
- ◆やめるとき
  - ・高浜市から他の市町村へ転出したとき(国保加入者の場合)
  - ・職場の健康保険に加入したとき
  - ・死亡したとき(国保加入者の場合)
  - ・生活保護を受けはじめたとき
- ◆その他の異動
  - ・退職者医療制度に該当したとき
  - ・市内で住所が変わったとき
  - ・世帯主が変わったとき
  - ・世帯を分けたり、いっしょにしたとき
  - ・国民健康保険証をなくしたり、破損したとき
- \* \* \*
- ※印鑑と本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)はすべての届出に必要です。
- ※届出に必要なものなど、詳しくは問い合わせください。
- 問合せ先
  - ・困市民窓グループ
  - ☎52-11111(内線261・262)

#### 市営住宅(一般世帯向)募集住宅(一般世帯向)

- ・市営住宅空家1戸の入居者を募集します。(抽選)
- ・募集住宅(一般世帯向)
  - ・市営湯山住宅1-304号(湯山町八丁目12番地)
  - ・中層耐火4階建
  - ・3DK(6.6、4.5、DK)
- ・申込資格(基本事項)
  - ・現在、同居または同居しようとする親族(婚約者や内縁関係にある者を含む)があること。
  - ・単身でも一定の要件(高齢者など)を満たしているときは、申込できる場合があります。
  - ・不自然な寄り合い世帯や、家族の分割は除きます。
  - ・市営住宅に関する条例に規定する暴力団員がいなこと。
  - ・全員の合算所得(所得月額)が、収入基準以下であること。
  - ・(一般世帯は15万8,000円、緩和世帯は21万4,000円)
  - ・住宅に困窮していることが明らかであること。
  - ・市税の滞納者がいないこと。
- その他

#### 市営住宅(基本事項)

- ・家賃以外に共益費が必要です。
- ・住宅の自治会員になっていただきます。
- ・家賃は、入居者の収入に応じ、毎年決定します。詳しくは問い合わせください。
- ・募集住宅は既設住宅で建築年数も経過していることから、壁や床などに汚れなどがあり、修繕できない場合がありますので、了承してください。
- ・ペット飼育禁止など注意事項がありますので、案内書をよく読んでください。
- ・申込用紙交付期間
  - 7月15日(火)～8月1日(金)
  - 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は、午前中可)
- ・申込受付期間
  - 7月22日(火)～8月1日(金)
  - 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は、午前中可)
- ・申込用紙交付・受付場所
  - 市役所1階市民生活グループ
- ・公開抽選・入居説明
  - 9月1日(月) 午前10時～
  - 市役所4階第1会議室
- ※本人または代理の方が、かならず来場してください。
- ・入居予定日 9月15日(月祝)
- 問合せ先
  - ・困市民生活グループ
  - ☎52-11111(内線265)